

議案第 27 号

飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市コミュニティー施設の開館時間を統一するための改正

飛驒市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例

飛驒市コミュニティー施設条例（平成17年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

開館時間
午前 8 時 30 分 から午後 10 時まで
午前 8 時 30 分 から午後 9 時 30 分 まで
午前 9 時から午 後 10 時まで

」

「

開館時間
午前 8 時 30 分 から午後 10 時まで

」

を

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飛驒市コミュニティー施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改 正 案				
本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)					本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)				
名称	位置	休館日	開館時間	使用料	名称	位置	休館日	開館時間	使用料
飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設の部 ～飛驒市東町コミュニティーセンターの部	略	略	午前8時 30分から 午後10時 まで	略	飛驒市高齢者活動・生活支援促進機械施設の部 ～飛驒市東町コミュニティーセンターの部	略	略	午前8時 30分から 午後10時 まで	略
飛驒市夢館			<u>午前8時 30分から 午後9時 30分まで</u>		飛驒市夢館			_____	
飛驒市上村地区コミュニティー施設					飛驒市上村地区コミュニティー施設			_____	
交流広場					交流広場			_____	
飛驒市神和荘					飛驒市神和荘			_____	
飛驒市神岡町ふれあいセンター		飛驒市神岡町ふれあいセンター	_____						

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について												
担当部	教育委員会事務局												
提案理由	飛騨市コミュニティー施設の開館時間を統一するための改正												
制定改廃の根拠等	市独自の改正												
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>コミュニティー施設としての利便性を高めるため、これまで施設ごとに異なっていた開館時間を統一するための改正を行うもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 閉館時刻の変更</p> <p>飛騨市夢館、飛騨市上村地区コミュニティー施設</p> <p>(変更前) 午前8時30分～午後9時30分</p> <p>(変更後) 午前8時30分～午後10時00分</p> <p>(2) 開館時刻の変更</p> <p>飛騨市神和荘、飛騨市神岡町ふれあいセンター</p> <p>(変更前) 午前9時00分～午後10時00分</p> <p>(変更後) 午前8時30分～午後10時00分</p>												
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>施設の開館時間が拡大するため、利用者にとって有利となる改正</p> <p>【影響の規模（参考数値）】</p> <p>令和2年度の利用実績</p> <table border="0"> <tr> <td>(夜間利用件数)</td> <td>飛騨市夢館</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飛騨市上村地区コミュニティー施設</td> <td>126件</td> </tr> <tr> <td>(午前利用件数)</td> <td>飛騨市神和荘</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飛騨市神岡町ふれあいセンター</td> <td>123件</td> </tr> </table>	(夜間利用件数)	飛騨市夢館	2件		飛騨市上村地区コミュニティー施設	126件	(午前利用件数)	飛騨市神和荘	20件		飛騨市神岡町ふれあいセンター	123件
(夜間利用件数)	飛騨市夢館	2件											
	飛騨市上村地区コミュニティー施設	126件											
(午前利用件数)	飛騨市神和荘	20件											
	飛騨市神岡町ふれあいセンター	123件											
施行日	令和4年4月1日												
備考													